

島 広 報 甲 第 8 4 号
島 厚 甲 第 6 5 号
令 和 5 年 2 月 9 日

各 所 属 長 殿

保存期間	5 年
------	-----

島 根 県 警 察 本 部 長

島根県警察犯罪被害者支援心理カウンセラー運用要領の制定について
(例規通達)

犯罪被害者並びにその家族、遺族及び関係者（以下「犯罪被害者等」という。）の精神的被害の回復又は軽減のための支援及び犯罪被害者支援業務に従事した職員の代理受傷対策のため、公認心理師等の資格を有する警察職員による犯罪被害者支援心理カウンセラーを配置し、別添のとおり「島根県警察犯罪被害者支援心理カウンセラー運用要領」を定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

島根県警察犯罪被害者支援心理カウンセラー運用要領

第1 趣旨

この要領は、島根県警察犯罪被害者支援心理カウンセラー（以下「部内カウンセラー」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 部内カウンセラー

部内カウンセラーは、公認心理師（公認心理師法（平成27年法律第68号）第2条に規定する公認心理師をいう。以下同じ。）又は臨床心理士（公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会認定）の資格を有する者（以下「公認心理師等」という。）で、警務部厚生課に配置し、警務部広報県民課兼務とする。

第3 部内カウンセラーの職務

部内カウンセラーは、次に掲げる職務を行うものとする。

- 1 犯罪被害者等に対する公費負担実施要領の制定について（平成29年3月22日島広報甲第255号、島会甲第660号本部長例規通達）第5の2の(1)に規定する部外カウンセリング支援及び関係機関等へ引き継ぐ際に必要な犯罪被害者等の心理状態に関する情報の提供等を行うこと。
- 2 犯罪被害者支援業務に従事する職員に対する助言及び指導並びに教養を行うこと。
- 3 犯罪被害者支援業務に従事している職員の代理受傷対策に係るカウンセリングを行うこと。
- 4 公認心理師等を対象として実施される会議又は研修に出席するなどして、犯罪被害者等に関する調査及び研究を行うこと。

第4 犯罪被害者等へのカウンセリングの実施

1 派遣要請

各警察署長及び島根県警察高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、犯罪被害者等の状況から、精神的被害が大きいため部内カウンセラーによるカウンセリングが必要と認めたときは、部内カウンセラー派遣要請書（様式第1号）を警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に送付し、協議するものとする。

2 派遣の決定

広報県民課長は、警察署長等から部内カウンセラーの派遣要請を受けた場合において、必要と認めるときは、警務部厚生課長（以下「厚生課長」という。）と協議の上、部内カウンセラーの派遣を決定し、厚生課長に部内カウンセラー派遣要請書の写しを送付するものとする。

3 継続、打切り等

部内カウンセラーの派遣を決定した際におけるカウンセリングの継続、打切り等については、警察署長等の意向を踏まえ、広報県民課長と厚生課長が協議して決定するものとする。この場合において、カウンセリングを継続すること

としたときは、警察署長等からの派遣要請書の送付は要しないものとする。

4 報告等

部内カウンセラーは、犯罪被害者等へのカウンセリング等を実施したときは、その結果をカウンセリング等実施結果報告書（様式第2号）により広報県民課長へ報告し、その写しを派遣要請先の警察署長等に送付するものとする。

第5 犯罪被害者支援業務に従事する職員の代理受傷対策

- 1 警察署長等は、犯罪被害者支援業務に従事したことにより精神的負担が過重となっている職員を認めたときは、部内カウンセラーに相談できるように配慮すること。
- 2 広報県民課長は、県下の犯罪被害者支援業務の実施状況から、犯罪被害者支援業務に従事する職員のうち、代理受傷等健康管理対策の必要がある職員を認めたときは、その旨を厚生課長に連絡するものとする。
- 3 厚生課長は、広報県民課長から連絡を受けた職員について、健康管理上の対策の必要性を判断し、必要があると認めたときは、部内カウンセラーによる当該職員へのカウンセリングその他の措置を講じ、その結果を広報県民課長に連絡するものとする。

第6 運用上の留意事項

広報県民課長及び厚生課長は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 1 部内カウンセラーの勤務実態をよく把握し、適切な業務管理に配慮するなど、その円滑な運用に努めること。
- 2 部内カウンセラーは、自身も強いストレスを受ける可能性があることから、部内カウンセラーへの聞き取りを行う等、その健康管理に配慮すること。
- 3 カウンセラーとして必要な知識及び技能の向上を図るための機会の付与に努めること。
- 4 部内カウンセラーの運用に際して知り得た個人情報を適切に管理し、保秘の徹底を期すこと。

様式〔略〕